

日本酒の普及の促進に関する条例の基本的な構成(案)

平成27年10月

1. 目的

条例の制定目的を規定します。

(例) 日本酒が果たしている役割、本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、日本酒の文化を継承し、日本酒の普及の促進を図る。

2. 責務・役割

制定目的を踏まえて、関係する各主体の責務・役割を規定します。

- (例) ・ 県の責務 …… 日常の食事、飲食を伴う会合等での乾杯の実施、他の伝統地場製品の活用等により、県民等が日本酒を自主的かつ積極的に使用する社会的気運を醸成し、日本酒の需要の拡大を図ることができるよう環境整備を行う。
- ・ 県民等の役割 …… 日常の食事、飲食を伴う会合等での乾杯の実施、他の伝統地場製品の活用等により、日本酒を自主的かつ積極的に使用するよう努める。
- ・ 事業者の役割 …… 日常の食事、飲食を伴う会合等での乾杯の実施、他の伝統地場製品の活用等を積極的に推進し、日本酒の普及を促進するよう努める。

3. 日本酒の普及の促進に関する施策の推進

条例の制定目的を達成するため、日本酒の普及の促進に関する施策について規定します。

- (例)
- ・ 需要拡大等の促進
 - ・ 普及啓発
 - ・ 普及促進月間の設置
 - ・ 普及促進協議会の設置
 - ・ 個人の嗜好および意思の尊重 等